



2026年2月26日

各 位

会 社 名 株式会社リベロ  
代表者名 代表取締役社長 鹿島 秀俊  
(コード番号:9245 東証グロース)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 横川 尚佳  
管 理 本 部 長  
メールアドレス：ir@livero.co.jp

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について2026年3月27日開催の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

##### 定款の一部変更（1）

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

##### 定款の一部変更（2）

補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間については、補欠監査役の選任議案が条件付決議であり、株主様の意思を再確認する機会を設けることが適切である点に鑑み、その効力を有する期間を当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までに変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年3月27日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年3月27日（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

定款の一部変更（1）

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～15. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>16.～28.</u> (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>29.</u> (条文省略) (新設)</p> <p><u>30.～34.</u> (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～15. (現行どおり)</p> <p><u>16. 電気事業法に基づく小売電気事業</u></p> <p><u>17. ガス事業法に基づく小売ガス事業</u></p> <p>18.～30. (現行どおり)</p> <p><u>31. 不動産の保守、清掃、点検および維持管理ならびに修繕工事</u></p> <p><u>32. 建築・土木工事の施工および請負</u></p> <p><u>33. 家具、什器、家庭用電気製品、室内装飾品、日用品等の販売および賃貸</u></p> <p><u>34.</u> (現行どおり)</p> <p><u>35. 旅館業法に基づく旅館業、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業その他宿泊施設の経営、運営および管理</u></p> <p><u>36.～40.</u> (現行どおり)</p>

定款の一部変更（2）

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（監査役の選任方法）</p> <p>第 31 条 （条文省略）</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>3 （条文省略）</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後<u>4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>（監査役の選任方法）</p> <p>第 31 条 （現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後、<u>最初に開催する定時株主総会の開始の時</u>までとする。</p>
<p>（監査役の任期）</p> <p>第 32 条 （条文省略）</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>他の監査役の残任期間と同一とする。但し、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>（監査役の任期）</p> <p>第 32 条 （現行どおり）</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

以上